

前橋市宮城体育館ほかLED照明賃貸借仕様書

1 件名

前橋市大渡温水プール・トレーニングセンターほかLED照明賃貸借

2 業務内容

各施設に設置されている照明器具（以下「旧照明器具」という。）を撤去し、新たにLED照明器具（以下「新照明器具」という。）を調達・設置し（以下「撤去設置作業」という。）、新照明器具を賃貸借するもの。

また、賃貸借期間中における照明器具の保守管理を行う。

3 賃貸借期間

令和7年3月1日から令和17年2月28日まで（120か月）

4 賃貸借物品の納入期限

令和7年2月28日

5 業務場所

(1) 前橋市大渡温水プール・トレーニングセンター（前橋市大渡町二丁目3番地11）

(2) 前橋総合運動公園（前橋市荒口町437番地2）

テニスコート10面（BC面）

市民球場

(3) 前橋市粕川総合グラウンド（前橋市粕川町西田面189番地）

テニスコート6面

(4) 大胡総合運動公園（前橋市堀越町434番地4）

陸上競技・サッカー場

※詳細は別紙1「対象施設」、別紙4「施設図」のとおり

6 賃貸借物品

(1) 数量

別紙2「施設別器具一覧表」－「器具台数」「総ランプ数」のとおりとする。

(2) 要求事項

新照明器具は、別紙2「施設別器具一覧表」－「記号」欄を参照し、別紙3「機器別要求事項」を満たすこと。なお、器具はすべて新品とする。

(3) 仕様共通事項

新照明器具は、(2)の要求事項とともに「7 器具仕様」を満たすこと。

7 器具仕様

(1) 新照明器具は、国又は地方公共団体の保有する施設に納入実績がある国内メーカーの製品とし、「6 賃貸借物品」に示した照明器具（基準品）又は同等以上の性

能を有したものであること。

(2) 定格寿命

全光束が設計値の70%となるまでの総点灯時間が40,000時間以上であること。

(3) ちらつき対策

電気用品安全法施行令別表8-86の6の2:エル・イー・ディー・ランプイ構造(2)の技術基準を遵守したもの。(光出力はちらつきを感じないものであること)

(4) ノイズ対策

電気用品安全法の基準をクリアすること。

(5) 安全対策

LED照明を既存の照明器具に誤装着した場合、人体に危害を加えるおそれのある電流が流れない構造であること。

(6) 品質管理体制

ISO9001の認証取得工場で製造していること。

(7) 環境配慮

ISO14001の認証取得工場で製造していること。

(8) 前橋総合運動公園市民球場・テニスコート、前橋市粕川総合グラウンドテニスコート投光器は以下の要求事項を満たすものとする。

①施設利用者等の安全確保のため、落下防止ワイヤー等による落下防止措置を講じること。

②まぶしさの対策を施した照明器具を設置すること。

(9) 既設照明器具が防雨・防湿、防塵、防爆及び高温用器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を選定すること。なお、基準品以外の照明器具を選定しようとする場合は、当該照明器具の仕様を確認することができるカタログ等及び当該照明器具が基準品と同等以上の性能を有することを証明する書類を添付のうえ、令和6年7月9日(火)〈質問受付期間〉までに協議書を賃借人へ提出し協議を行うこと。

8 撤去設置作業要件

(1) 撤去設置については、前橋市公契約基本条例(平成25年3月29日条例第12号)第20条の規定により、前橋市内に事務所又は事業所を有する事業者の活用に努めること。

(2) 契約締結後、速やかに本作業の体制及び作業計画表(工程表)を作成し、賃借人と綿密に打合せを行うこと。(1)を満たせない場合、経過記録及び理由を記載した書類(任意書式)を提出し、賃借人へ承諾を受けること。

工程表は、別紙1「対象施設」の工期・条件を確認のうえ作成すること。

(3) 照明設備LED化にあたり、①直管形LEDランプに交換、②一体型LED器具に交換のいずれかの方式を選択して導入すること。なお、仕様書(別紙2、別紙3)は、直管形を想定しているため、一体型で2灯式の器具を導入する場合は2

本分の仕様を満たすものとする。

- (4) 作業日程は、納入期限厳守の上、賃借人と協議し決定すること。なお、施設への調整は賃借人が行うこととする。
- (5) 作業については、利用者への影響が最小限となるよう極力、部分的な閉鎖によって行うこと。施設全体の閉鎖を行う場合は、事前に賃借人と日程調整を行うこと。
- (6) 撤去設置作業前に現場調査、回路調査等を十分行ってから作業を実施すること。なお、調査を行うにあたり、賃借人に事前連絡をすること。
- (7) 作業前後に照明設備回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを確認すること。
- (8) 作業にあたっては、建築基準法、電気事業法、労働安全衛生法その他の関係法令等に従って行うとともに利用者等の安全を十分に確保し、賃借人の負担で必要な措置を講じ、事故等の発生を防止すること。
- (9) 作業に必要な工具類、足場、消耗品等は賃借人の負担とする。
- (10) 新照明器具は、原則として旧照明器具と同じ位置及び方向に設置することとし、設置にあたっては、器具の固定や配線等に必要な最小限の範囲を除き、設置位置の現状を破損しないようにすること。また、旧照明器具を撤去した後に生じた取付孔及び取付痕等が最小限となるように新照明器具を設置すること。
- (11) 本仕様書と現状の設置状況について相違がある場合の仕様の適用については、原則として現状に基づくものとする。なお、構造物・既存設備等の関係で発生する機器の位置変更、配線・配管経路変更等の軽微な変更は、賃借人と協議の上、承諾を得て、変更することができる。
- (12) 撤去した旧照明器具は、適切に処分すること。また、発生材の処理については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適切に処理すること。
- (13) 新照明器具を設置後、速やかに点灯試験、照度測定、調整等の機能確認を行い、施設職員の確認を受けること。
- (14) 本作業の完了後、完成図等を添付した作業完了報告書を提出すること。
完成図等（電子データで提供すること）
 - ①出荷証明書
 - ②使用材料承認図、製品の取扱説明書
 - ③現地試験成績書（作業前後の照度・絶縁抵抗値の測定）
 - ④作業前後の施工写真
 - ⑤竣工図
 - ⑥その他、賃借人が指示した書類
- (15) この契約の履行に伴い、賃借人及び第三者が被った被害については、賃借人が損害賠償の責を負うものとする。ただし、その損害（保険その他により補てんされた部分を除く。）のうち賃借人の責に帰すべき理由により生じたものについては、賃借人が負担する。
- (16) 社会・経済情勢の悪化など賃借人の責によらない不可抗力による生産・納期の遅

延が生じた場合は、賃貸借開始日等を別途協議とする。

9 物件の保証

(1) 物件の保証期間は、賃貸借契約の履行期間とし、賃貸借の開始は、すべての器具が設置完了し、検査に合格した時点からとする。

ただし、賃貸借開始前の期間中に器具の不具合が発生した場合は、賃貸人の負担で物品の取り換え、代替え、修理等（交換作業費を含む）を行うものとする。

(2) 上記期間中、通常使用したにも関わらず、物件及び物件に起因する周辺機器の動作異常・破損・故障が発生した場合は、賃貸人の負担により物件及び周辺機器が正常に動作するように復旧すること。

(3) 賃貸借期間中に、器具不良あるいは経年劣化等により、物件が正常に動作しなくなった場合は、物件の交換等を実施するものとし、この作業に必要な物件及びその関連部品・消耗品等並びに技術者の派遣及び作業等の費用は、すべて賃貸人の負担とする。

なお、この場合において、導入した物件と同一製品が生産中止等により納入困難な場合は、同等以上の性能・規格を有する代替品を用意すること。

(4) 本契約で設置した物件について、賃貸借期間中に賃借人の責めによらない何等かの事情により使用停止等の必要性が生じた場合は、賃貸人の責任において速やかに代替品（導入製品と同等以上の性能・規格を有すること）等を提供し、施設運営に支障を来さないようにすること。

この場合における費用は賃貸人が負担するものとし、賃借人は、原則として新たな費用負担は行わない。

(5) 本契約物件には動産相互保険(新価特約付)を付保するものとする。

保証範囲は下記参照。

項目	内容
補償される損害	火災、盗難、水災（台風・暴風雨・豪雨等による洪水、高潮、土砂崩れ等の水災含む）、取扱不注意による破損、爆発、落雷、風・雪・雨・雹、物体の衝突、水濡れ、いたずら（契約者及び使用人によるいたずらは免責）、ストライキ・騒擾車両の接触・衝突、電氣的・機械的事故等
免責となる損害	故意・重過失による破損、経年劣化等による損害、ねずみ食い・虫食い、地震、噴火、津波（地震・噴火による）、戦争、テロ、核燃料物質による汚染

(6) 保証期間中における不具合発生時において、速やかに復旧させることを目的として、専用窓口（TEL：平日9時～17時）を設置し、その連絡先を物件の設置期限までに明示すること。

(7) 物件の交換等については、前橋市内に事務所又は事業所を有する事業者の活用に努めること。

10 入札書記載事項

(1) 入札金額は、賃貸借料の月額合計を記載すること。

- (2) 金額は、すべて税抜きで記載すること。
- (3) 提出する入札書は別添の書式を使用すること。

11 支払方法

賃貸借料は、四半期ごとの最終月（6月、9月、12月、3月）に当該四半期分を請求することとし、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。なお、初回3月分は、令和7年3月中（ただし、請求を受けた日から30日以内）に支払い、契約満了月の属する四半期においては、契約満了月に請求することとする。

12 その他

- (1) 賃貸借期間終了後は、賃借人に賃貸借物品を無償譲渡すること。
- (2) 賃貸人は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (3) 本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、賃借人と賃貸人との間で協議の上、決定することとする。
- (4) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定に基づく債務負担行為による契約である。

13 担当

前橋市スポーツ課スポーツ施設係 小林
前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所 3階
電話番号（直通）：027-898-5832